

大阪大学教授

久保大作

KUBO Daisaku

今回のステップアップ問題は、多少の解説があった方がよいかと思うので、ウェブサポートとして説明を試みたいと思う。ステップアップ問題の事実関係を整理すると、丙社は表向きは新株発行により金銭 1000 万円の払込みを受けたことになっているが、実際に払込みを受けたのは 400 万円のみであり、残りの 600 万円は仮装払込みであった（つまり払込みはなかった）。

#### (1) 払い込まれた 400 万円の処理

この場合に、まず考えるべき点はこの新株発行により増加すべき資本金の額はいくらかという点である。そこで 445 条 1 項を思い出してほしいのだが、資本金の額は、株式の発行に際して「払込み……をした財産の額」である。つまり、実際に払い込まれた財産の額が資本金の額の基準となるのである。そこで、まずは実際に払い込まれた 400 万円、というのが候補に上がる。

495 号の解説でも述べたように、新株発行の多くの場合、株式会社は 445 条 2 項で許容される資本金への非計上の枠を最大限に使っている。本問の場合も、もともと想定されていた発行価額 1000 万円のうちの 500 万円のみが資本金に計上する額とされている。とすると、株式会社の合理的な意思解釈としては、払込価額の 50%のみを資本金とする意思である、と解することも可能である。もしそうであるとすれば、資本金として計上すべき額が 200 万円、資本準備金として計上すべき額が 200 万円、ということになる。

もっとも、会社債権者からみれば、本件のような（仮装払込みによる）新株発行がなされれば、資本金が 500 万円増加したのだという信頼を抱いてもおかしくはない。この信頼に対する保護は必要かもしれない。また、発行価額として表示した額よりも払込価額が少なくなるような事態が生じるのは、本問のような仮装払込みや現物出資財産の価額不足の場合など債権者保護が必要な局面であろう。これらの場面は、より強い債権者保護が要求される局面であるともいえる（212 条から 213 条の 3 までの責任を債権者保護のための規定と捉える立場からは、この点がとりわけ強く主張されるだろう）。このように考えるのであれば、

新株発行の際に資本金の増加額として示された 500 万円に満ちる額までは資本金として計上されるべきである、ということになろう。これに従うなら、400 万円はやはり全額が資本金として計上されることになる。

(2) その後に支払われた 600 万円の措置

213 条の 2 第 1 項の規定による、仮装した払込金額の全額の支払義務によって会社に支払われた金銭（本問では 600 万円）については、会社計算規則 21 条 5 号の規定により、その支払われた額だけ、その他資本剰余金が増加することとされている。